3	⑴　千葉県千葉市中央区千葉港５－１　（76.10） ⑵　千葉県船橋市三山２―21―９　（113.40）	北緯35度36分19秒東経140度06分24秒の地点と北緯35度41分50秒東経140度02分47秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
4	⑴　山梨県甲府市丸の内１―１―20　（351.90） ⑵　山梨県甲府市貢川２―17―20　（329.00）	北緯35度40分04秒東経138度34分06秒の地点と北緯35度39分31秒東経138度32分06秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
5	⑴　山梨県甲府市丸の内１―１―20　（347.90） ⑵　山梨県南都留郡富士河口湖町河口2733　（1786.00）	北緯35度40分04秒東経138度34分06秒の地点と北緯35度33分03秒東経138度48分24秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
6	⑴　山梨県甲府市丸の内１―１―20　（351.90） ⑵　山梨県笛吹市境川町坊ヶ峯２―56　（412.80）	北緯35度40分04秒東経138度34分06秒の地点と北緯35度36分01秒東経138度36分45秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
7	⑴　山梨県甲府市丸の内１―１―20　（347.90） ⑵　山梨県南巨摩郡身延町身延4226―２　（1164.10）	北緯35度40分04秒東経138度34分06秒の地点と北緯35度23分59秒東経138度25分07秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
8	⑴　埼玉県久喜市菖蒲町三箇3328　（56.00） ⑵　茨城県桜川市真壁町上小幡字前峰1480　（709.50）	北緯36度04分23秒東経139度37分17秒の地点と北緯36度18分20秒東経140度08分33秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
9	⑴　埼玉県久喜市菖蒲町三箇3328　（52.00） ⑵　埼玉県児玉郡美里町大字白石字大月２－１　（542.10）	北緯36度04分25秒東経139度37分05秒の地点と北緯36度08分45秒東経139度08分20秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
10	⑴　石川県金沢市古府２丁目136　（53.70） ⑵　石川県金沢市観音堂町ト１番　（70.50）	北緯36度34分08秒東経136度36分12秒の地点と北緯36度35分22秒東経136度36分28秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
11	⑴　静岡県静岡市駿河区栗原18番65号　（42.10） ⑵　静岡県静岡市清水区草薙字中壇600番２　（318.00）	北緯34度59分22秒東経138度25分43秒の地点と北緯34度59分08秒東経138度26分17秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯34度58分57秒東経138度26分43秒の地点と北緯34度58分30秒東経138度27分51秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
12	⑴　熊本県熊本市中央区千葉城町２－７　（72.00） ⑵　熊本県熊本市西区河内町岳1881　（668.50）	北緯32度48分24秒東経130度42分32秒の地点と北緯32度48分34秒東経130度40分57秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

3　人命・財産の保護用伝搬障害防止区域

1	⑴　北海道勇払郡安平町早来北進138番地　（171.00） ⑵　北海道苫小牧市日吉町２―１―５　（64.00）	北緯42度45分07秒東経141度49分23秒の地点と北緯42度37分12秒東経141度33分12秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	⑴　栃木県矢板市下伊佐野タゲ975―６　（750.30） ⑵　福島県西白河郡泉崎村字烏峠４－２　（487.80）	北緯37度04分15秒東経140度10分13秒の地点と北緯37度08分30秒東経140度17分38秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	⑴　福島県郡山市大槻町字長右ェ門林１　（291.00） ⑵　福島県西白河郡泉崎村字烏峠４－２　（491.55）	北緯37度22分45秒東経140度19分24秒の地点と北緯37度08分35秒東経140度17分42秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
4	⑴　福島県郡山市大槻町字長右ェ門林１　（291.00） ⑵　福島県双葉郡川内村大字上川内花の内６　（1175.20）	北緯37度23分55秒東経140度19分47秒の地点と北緯37度21分47秒東経140度42分13秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
5	⑴　東京都新宿区西新宿２－８－１　（266.50） ⑵　東京都北区西ヶ原２－１－６　（43.80）	北緯35度41分24秒東経139度41分30秒の地点と北緯35度44分14秒東経139度44分13秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
6	⑴　東京都墨田区堤通２－８－14　（61.80） ⑵　東京都江戸川区中央１－４－１　（38.00）	北緯35度44分06秒東経139度49分02秒の地点と北緯35度42分58秒東経139度51分08秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
7	⑴　東京都墨田区堤通２－８－14　（50.30） ⑵　東京都江東区新砂３－６－13　（102.50）	北緯35度44分06秒東経139度49分02秒の地点と北緯35度39分48秒東経139度50分28秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
8	⑴　東京都墨田区堤通２－８－14　（62.80） ⑵　東京都練馬区豊玉北６－12―１　（138.80）	北緯35度44分06秒東経139度49分02秒の地点と北緯35度44分08秒東経139度39分05秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
9	⑴　東京都墨田区堤通２－８－14　（60.80） ⑵　東京都千代田区九段南１－２－１　（149.00）	北緯35度44分06秒東経139度49分02秒の地点と北緯35度42分34秒東経139度46分39秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度42分32秒東経139度46分36秒の地点と北緯35度41分39秒東経139度45分13秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
10	⑴　東京都千代田区大手町１－３－５　（95.70） ⑵　東京都千代田区九段南１－２－１　（144.00）	北緯35度41分21秒東経139度45分42秒の地点と北緯35度41分38秒東経139度45分13秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域